

かわ ら だ
河 原 田 川 水 系
河川整備基本方針

平成14年2月

石 川 県

目 次

第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要…………… 1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 2

第 2 章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項…… 5
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 5
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する
事項 …… 6
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に
関する事項 …… 6

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 流域及び河川の概要

河原田川は、石川県輪島市と穴水町の境にある旧木原岳（標高 277m）に源を發し、支川仁行川を合わせ、河口近くの輪島市街地で水系最大の支川鳳至川と合流して日本海に注ぐ流域面積約 128km²、幹川流路延長約 19km の二級河川である。

その流域は、輪島市及び門前町にまたがり、その大部分にあたる輪島市は朝市や輪島塗漆器で有名な観光地であり、能登地方北部における社会経済基盤をなしている。

流域の地形は、河口付近の平地部を除けば、旧木原岳等からなる海拔高度 200m から 300m 程度の丘陵地で占められている。地質は流域の東側では中新世前期の安山岩質火砕岩、西側では中新世前期から中期の砂岩及び泥岩が分布する。

河原田川の上流部では、コナラ群落等の自然林が広がる丘陵地を渓谷として流れる原始河川に近い状況であり、河岸には溪畔林が、河道には瀬や淵が見られ、シマドジョウやウグイ、カワムツ、スナヤツメなどが生息している。

中流部では、アテを主体とした人工林が立ち並ぶ丘陵地の間を河川が蛇行しながら流下しており、河川に沿って田畑が広がり集落が点在する里山の風景を呈している。河道には瀬や淵、洲が豊富で、アユ、ウグイ、カワムツ等の魚類が生息し、水辺にはヨシ等の群落が見られる。特に、アユの産卵床になっている早瀬が広範囲に確認されている。また、河原田川左岸の丘陵地ではホクリクサンショウウオも生息している。

下流部では、丘陵地を抜け出た平地を緩やかに流れ、河口部に発展した輪島市中心市街地を貫流して輪島港に注いでいる。鳳至川との合流点付近においては、河川への親水性の向上を目的とした階段護岸や公園等の整備が行われ、住民に憩いの場として利用されている。また、中流部と同様にアユの産卵床になっている早瀬が広範囲に確認されており、感潮区間では汽水魚であるメナダやシロウオなども生息している。

支川鳳至川についても河原田川と同じような水辺環境を有している。

河川の水質としては、昭和 48 年度に環境基準 A 類型（BOD₂mg/l 以下）に指定されており、5 地点で水質が観測されている。各地点とも BOD_{75%}値は、現在まで低い水準で推移し、ほとんどの年で環境基準を達成しており、本水系の水質は概ね良好であると言える。

年間降水量は約 2,300mm であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、昭和 33 年 7 月および昭和 34 年 8 月の洪水では河原田川及び支川鳳至川が氾濫し、河口付近の輪島市中心市街地で甚大な浸水被害が発生した。また近年では平成 10 年 9 月の洪水により河原田川中流部や支川仁行川で浸水被害が発生した。

本水系の治水事業は、河原田川については河口から上新橋までの 1,000m 区間について昭和 32 年度から昭和 37 年度にかけて、掘削、護岸工事を実施し、支川鳳至川についても昭和 32 年度から昭和 46 年度にかけて合流点から上流 1,200m の区間で掘削、護岸工事を実施した。さらに支川小加勢川でも昭和 43 年度から昭和 48 年度にかけて拡幅、護岸等の改修工事を実施した。これらにより河口部に広がる輪島市中心市街地の浸水被害は解消されたが、さらにそれより上流の浸水被害を防止するため、河原田川の上新橋から上流 2,500m の区間について昭和 53 年度より築堤、護岸等の河川改修を進めている。

河川の利用については、中流部が漁業区域になっており、アユつりが盛んに行われている。また、下流河川沿いは市民や観光客が散策する姿が見られる他、鳳至川の合流点では中洲を利用した親水公園が市民に憩いの空間を提供している。

河川水は、輪島市の水道用水、農業用水等に利用されている。近年の代表的な渇水年である平成 6 年には、利水者間の調整等により深刻な渇水被害には至らなかった。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和 34 年や平成 10 年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想、石川県環境基本計画等との整合を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮するものとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、輪島市の沿川地域を概ね 50 年に 1 回発生する規模の雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を最小化するために災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水の大部分が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息し、水質も良好である本水系の特徴を維持し、良好な水環境の保全に努める。

また、日常から河川パトロール等により、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況を把握し、特に河原田川にはアユの産卵の場となる早瀬が広範囲に見られることから、産卵期には関係者と合同で河川パトロールを行い、良好な産卵の場となる瀬の保全に努める。

水質については、現在良好であるが、今後も河川パトロールを行い河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加してくれるよう啓蒙活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促し、渇水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、特にアユの産卵床となっている早瀬が広範囲に見られるなど良好な河川環境であることから、それらの生息環境の保全を図るとともに、河川整備にあたってもそのことに配慮しながら実施するものとする。また、下流部の輪島市中心市街地付近については、地域住民や朝市に訪れる観光客が川とふれあい、親しむことのできる水辺空間の整備と保全を図るものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生を防止するための日常の点検や監視を行い、河川環境の整備と保全に配慮しながら必要に応じて堆積土砂の撤去や除草など適切な処置を講じる。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護などにも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理を推進する。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

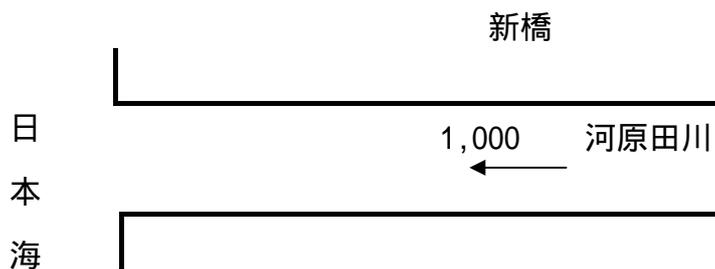
基本高水は、既往洪水、流域の重要性等を踏まえ、概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点新橋において $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等の一覧表（単位： m^3/s ）

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
河原田川	新橋	1,000	-	1,000

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

河原田川における計画高水流量は、新橋地点において $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。



単位： m^3/s
：基準地点

計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	摘要
河原田川	新橋	0.70	+3.01	62	基準地点

注) T.P. : 東京湾中等潮位

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

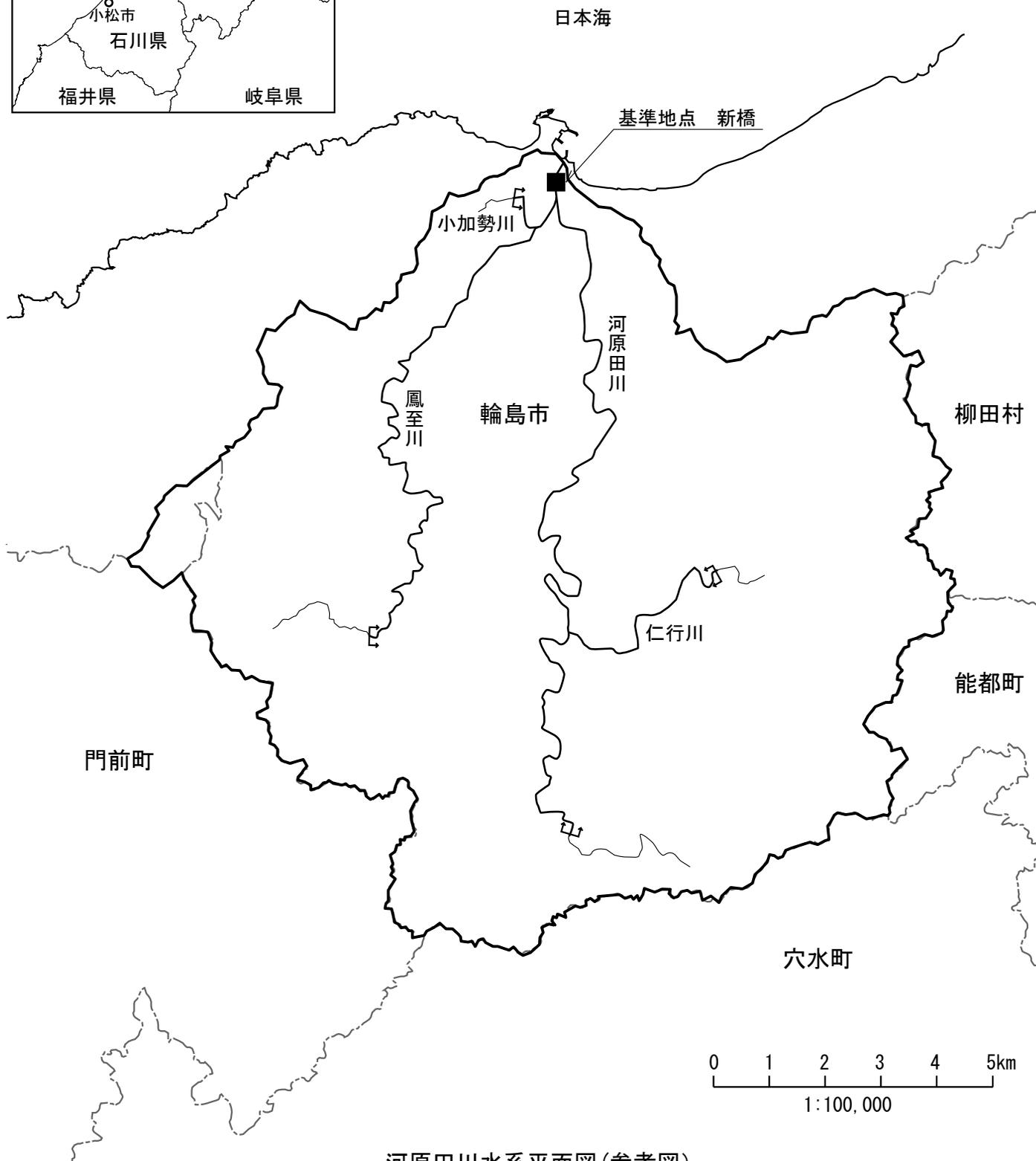
既得水利量としては、農業用水として約 0.49m³/s、水道用水として約 0.07 m³/s の許可水利量があり、その他約 230ha の農業用水としての慣行水利がある。

本水系における流況は概ね良好で、本川河原田川の中流部においてはアユの産卵等も確認されている。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等河川の状況の把握を行い、農業用水の実態、動植物の生息・生育状況、内水面漁業、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行ったうえで決定し、その確保に努めるものとする。



凡例	
■	基準地点
-----	市町村界
—————	流域界
—□—	二級河川区域



河原田川水系平面図(参考図)